11　発　行　価　格
(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき99円79銭６厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額100円につき99円79銭９厘２毛
12　償　還　期　限　令和８年６月22日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
14　元金支払場所　日本銀行
15　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日　令和８年３月23日

○財務省告示第百二十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　国庫短期証券（第1371回）
2　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法
(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額
(1)　価格競争入札発行　額面金額で3,697,280,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で1,002,700,000,000円
7　払　込　金　額
(1)　価格競争入札発行　3,689,532,977,600円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　1,000,599,343,500円
8　最低額面金額　50,000円
9　振　替　単　位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日　令和８年３月30日
11　発　行　価　格
(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき99円78銭７厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額100円につき99円79銭５毛
12　償　還　期　限　令和８年６月29日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
14　元金支払場所　日本銀行
15　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日　令和８年３月30日

○国土交通省告示第五百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日　国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鍛冶屋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市但東町畑
字鍛冶屋　二二五三番一　一号及び二号
二二五一番　三号及び四号
二二五一番一　五号及び六号
二二四六番　十七号
二二四五番　十八号
二二四二番　十九号
二二三九番一　二十号
字茶ケ谷　七八番一　七号
字鍛冶屋谷　八一番　八号及び九号
八五番　十号及び十一号
九九番　十二号
一〇四番　十三号から十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
住吉谷川（三）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県淡路市塩尾
字西谷　一七四番二　一号及び三十
一七三番　六号から八号まで
一七〇番　一号及び四号から十五号まで
一六九番　十六号から十八号まで
三三三番　二十五号
三三二番一　二十六号から三十二号まで
字妙見前　一七四番　二号から五号まで、九号及び十号
字妙見池ノ上　三一一番　十二号及び三十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下モ山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
兵庫県養父市大薮の区域内の土地のうち、次の一点から四十二点までを順次結んだ線に囲まれた土地及び一点と四十二点を結んだ線の区域

点	北緯	東経
1	35°23′54.4703″	134°48′11.4051″
2	35°23′54.5361″	134°48′11.4233″
3	35°23′55.0355″	134°48′11.3746″
4	35°23′55.2314″	134°48′11.0629″
5	35°23′55.4918″	134°48′10.4231″
6	35°23′55.5799″	134°48′09.8514″
7	35°23′55.5913″	134°48′09.2992″
8	35°23′56.2233″	134°48′08.9490″